

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案に対する修正案 対照表

○良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案(抄) (傍線部分は修正部分)

修正後	修正前
<p>(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の一部改正)</p> <p>第十三条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。</p> <p>〔削る〕</p>	<p>(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の一部改正)</p> <p>第十三条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第三章 特定民間施設の整備(第十二条―第二十二条)」を「第二章の二 再編計画の認定(第十一条の二―第十一条の十)」に改める。</p> <p>第四条第二項第二号イ中「地域医療構想」の下に「(以下単に「地域医療構想」という。)」を加え、同号中へをトとし、ロからホまでをハからヘまでとし、イの次に次のように加える。</p> <p>ロ 地域医療構想の達成に向けた医療機関(地域における病床の機能(医療法第三十条の三第二項第六号に規定する病床の機能をいう。以下同じ。))の分化及び連携を推進するために当該地域における病床数の変更を伴う取組を行うものに限る。)の運営の支援に関する事業</p> <p>第六条中「三分の二」の下に「(第四条第二項第二号ロに掲げる</p>

〔削る〕

事業に要する経費に係るものについては、その全額〕を加える。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 再編計画の認定

（再編計画の認定等）

第十一条の二 医療機関の開設者は、単独で又は共同して、地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携を推進するための二以上の医療機関の再編の事業（以下「医療機関の再編の事業」という。）に関する計画（以下「再編計画」という。）を作成し、厚生労働省令で定めるところにより、これを厚生労働大臣に提出して、当該再編計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 再編計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 医療機関の再編の事業の対象とする医療機関に関する事項
- 二 医療機関の再編の事業の内容
- 三 医療機関の再編の事業の実施時期
- 四 その他厚生労働省令で定める事項

3 第一項の認定（以下「再編計画の認定」という。）の申請は、その計画に係る医療機関の所在地を管轄する都道府県知事を経由してするものとする。

（認定の基準）

第十一条の三 厚生労働大臣は、再編計画の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る再編計画が次の各号に適合すると認めるときは、再編計画の認定をするものとする。

一 地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携を推進するために適切なものであること。

二 前条第二項各号に掲げる事項が、医療法第三十条の第十四項に規定する協議の場における協議に基づくものであること。

三 前二号に掲げるもののほか、地域医療構想の達成の推進のために必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

(関係都道府県の意見の聴取)

第十一条の四 厚生労働大臣は、再編計画の認定をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県の意見を聴かなければならない。

(認定の通知)

第十一条の五 厚生労働大臣は、再編計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を関係都道府県に通知しなければならない。
(再編計画の変更)

第十一条の六 再編計画の認定を受けた医療機関の開設者は、当該再編計画の認定を受けた再編計画の変更をしようとするとき

は、厚生労働大臣の認定を受けなければならない。ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2| 再編計画の認定を受けた医療機関の開設者は、前項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を当該再編計画に係る医療機関の所在地を管轄する都道府県知事を経由して厚生労働大臣に届け出なければならない。

3| 第十一条の二第三項及び前三条の規定は、第一項の変更の認定について準用する。

(報告の徴収)

第十一条の七 厚生労働大臣は、再編計画の認定を受けた再編計画(前条第一項の変更の認定又は同条第二項の変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定再編計画」という。)に係る医療機関の再編の事業を行う医療機関の開設者(以下「認定医療機関開設者」という。)に対し、当該認定再編計画に係る医療機関の再編の事業の実施状況に関し報告をさせることができる。

(認定の取消し)

第十一条の八 厚生労働大臣は、認定再編計画が第十一条の三各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、又は認定医療機関開設者が認定再編計画に従って医療機関の再編の事業を実施しないときは、再編計画の認定を取り消すことができる。

2| 第十一条の四及び第十一条の五の規定は、前項の規定による取消しについて準用する。

(指導及び助言)

第十一条の九 国及び都道府県は、認定医療機関開設者に対し、認定再編計画に従って行われる医療機関の再編の事業の実施に
関し必要な指導及び助言を行うものとする。

(資金の確保)

第十一条の十 国は、認定医療機関開設者が認定再編計画に従つて医療機関の再編の事業を行うために必要な資金の確保に努めるものとする。

第三十五条第一項中「第十八条」を「第十一条の七又は第十八条」に改める。

附則第一条の二第二項中「附則第一条の二第一項各号」を「附則第一条の三第一項各号」に改め、同条を附則第一条の三とし、
附則第一条の次に次の一条を加える。

(都道府県計画作成における留意事項)

第一条の二 都道府県は、当分の間、労働が長時間にわたる医師の労働時間を短縮し、及びその健康を確保することにより、医師が良質かつ適切な医療を行うことができるよう、都道府県計画に第四条第二項第二号に掲げる事項を定めるに当たっては、
医療法第百五条の厚生労働大臣が定める指針を勘案して定める

〔削る〕

附則第一条の二第二項中「附則第一条の二第一項各号」を「附則第一条の三第一項各号」に改め、同条を附則第一条の三とし、
附則第一条の次に次の一条を加える。

(都道府県計画作成における留意事項)

第一条の二 都道府県は、当分の間、労働が長時間にわたる医師の労働時間を短縮し、及びその健康を確保することにより、医師が良質かつ適切な医療を行うことができるよう、都道府県計画に第四条第二項第二号に掲げる事項を定めるに当たっては、
医療法第百五条の厚生労働大臣が定める指針を勘案して定める

よう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 [略]

[削る]

二 [略]

三 第一条の規定(第一号に掲げる改正規定を除く。)及び第十三条の規定並びに附則第四条、第九条、第二十五条及び第二十六条の規定 令和四年三月三十一日までの間において政令で定める日

よう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 [略]

二 第十三条の規定(第四号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第二十五条(同号に掲げる改正規定を除く。)の規定 令和三年

四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

三 [略]

四 第一条の規定(第一号に掲げる改正規定を除く。)並びに第十三条中地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律附則第一条の第二項の改正規定及び同条を同法附則第一条の三とし、同法附則第一条の次に一条を加える改正規定並びに附則第四条及び第九条の規定、附則第二十五条中地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五十二号)第七条のうち地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律附則第一条の第二項及び第二項の改正規定並びに附則第二十六条の規定 令和四年三月三十一日までの間において政令で定める日

四〇七 〔略〕

〔検討等〕

第二条 政府は、速やかに、地域医療構想（医療法第三十条の四第二項第七号に規定する地域医療構想をいう。）について、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。第三項において同じ。）のまん延又はそのおそれにより生じた医療提供体制に係る課題を十分に踏まえた見直しが適切に行われるよう、地域における病床の機能の分化及び連携の推進の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2| 政府は、前項の検討と併せて、地域において必要となる介護等の提供の体制の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3| 政府は、新型コロナウイルス感染症のまん延又はそのおそれにより生じた医療提供体制に係る課題をも十分に踏まえ、地域の医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携、医師の地域間及び診療科間の偏在の是正等に係る調整の在り方、そのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症

五〇八 〔略〕

〔検討〕

第二条 〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

がまん延し、又はそのおそれがあるとき等における医療提供施設に対する財政上の支援及び医療従事者の適切な処遇の確保の在り方その他地域における良質かつ適切な医療を提供する体制の確保に関し必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4 政府は、前三項に定めるもののほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

5 政府は、速やかに、令和二年二月以後の医療提供施設の経営状況について調査し、その結果に基づいて医療提供施設に対する財政上の支援のために必要な措置を講ずるものとする。

（医療機関勤務環境評価センターの指定に係る準備行為）

第三条 第二条の規定による改正後の医療法（以下「第四号新医療法」という。）第七十七条第一項の規定による指定を受けようとする者は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（次項及び第三項において「第四号施行日」という。）前においても、第四号新医療法第七十七条第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

〔新設〕

（医療機関勤務環境評価センターの指定に係る準備行為）

第三条 第二条の規定による改正後の医療法（以下「第五号新医療法」という。）第七十七条第一項の規定による指定を受けようとする者は、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（次項及び第三項において「第五号施行日」という。）前においても、第五号新医療法第七十七条第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により申請があつた場合には、第四号施行日前においても、第四号新医療法第七條第一項及び第二項の規定の例により、指定をすることができる。この場合において、当該指定は、第四号施行日において同條第一項の規定によりされたものとみなす。

3 前項の規定により第四号新医療法第七條第一項の規定の例による指定を受けた者は、第四号施行日前においても、第四号新医療法第一百二條第一項及び第一百三條第一項の規定の例により、厚生労働大臣の認可を受けることができる。この場合において、当該認可は、第四号施行日において第四号新医療法第一百二條第一項又は第一百三條第一項の規定によりされたものとみなす。

(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十五條 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

〔削る〕

2 厚生労働大臣は、前項の規定により申請があつた場合には、第五号施行日前においても、第五号新医療法第七條第一項及び第二項の規定の例により、指定をすることができる。この場合において、当該指定は、第五号施行日において同條第一項の規定によりされたものとみなす。

3 前項の規定により第五号新医療法第七條第一項の規定の例による指定を受けた者は、第五号施行日前においても、第五号新医療法第一百二條第一項及び第一百三條第一項の規定の例により、厚生労働大臣の認可を受けることができる。この場合において、当該認可は、第五号施行日において第五号新医療法第一百二條第一項又は第一百三條第一項の規定によりされたものとみなす。

(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十五條 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第七條のうち地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律目次の改正規定中「第三章 特定民間施設の整備（第十二條―第二十二條）」を
「第二章の二 再編計画の認定（第十二條―第二十二條）」を

第三章 特定民間施設の整備（第十

〔削る〕

〔削る〕

一条の二―第十一条の十)

二条―第二十二條)

(第十三条―第二十三條)を

十二条の二―第十二條の十)

十三條―第二十三條)

に、「第四章 特定民間施設の整備

」第三章の二 再編計画の認定(第

四章 特定民間施設の整備(第

に改める。

第七条のうち地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第三十五条第一項の改正規定中「第三十五条第一項中」の下に「第十一条の七」を「第十二條の七」に、「」を加える。

第七条のうち地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第十六条を同法第十七条とし、同法第十二條から第十五條までを一条ずつ繰り下げる改正規定の次に次のように加える。

第三章を第四章とする。

第二章の二中第十一条の十を第十二條の十とし、第十一条の九を第十二條の九とする。

第十一条の八第一項中「第十一条の三各号」を「第十二條の三各号」に改め、同条第二項中「第十一条の四及び第十一条の五」を「第十二條の四及び第十二條の五」に改め、同条を第十二條の八とする。

第十一条の七を第十二條の七とする。

〔削る〕

第七条のうち地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律附則第一条の二第二項の改正規定中「附則第一条の二第二項」を「附則第一条の三第一項」に改め、同条第二項の改正規定中「附則第一条の二第二項各号」を「附則第一条の三第一項各号」に、「附則第一条の二第二項の」を「附則第一条の三第一項の」に改める。

（調整規定）

第二十六条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日が地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後である場合には、第十三条のうち地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する

「第十一条の六第三項中「第十一条の二第三項」を「第十二条の二第三項」に改め、同条を第十二条の六とする。」

「第十一条の五を第十二条の五とし、第十一条の四を第十二条の四とし、第十一条の三を第十二条の三とし、第十一条の二を第十二条の二とする。」

「第七条のうち地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第三章を同法第四章とし、同法第二章の次に一章を加える改正規定中「第三章を第四章」を「第二章の二を第三章の二」に改める。」

第七条のうち地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律附則第一条の二第二項の改正規定中「附則第一条の二第二項」を「附則第一条の三第一項」に改め、同条第二項の改正規定中「附則第一条の二第二項各号」を「附則第一条の三第一項各号」に、「附則第一条の二第二項の」を「附則第一条の三第一項の」に改める。

（調整規定）

第二十六条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日が地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後である場合には、第十三条のうち地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する

法律附則第一条の二第二項の改正規定中「附則第一条の二第一項各号」とあるのは「附則第一条の二第一項」と、「附則第一条の三第一項各号」とあるのは「附則第一条の三第一項」とし、前条の規定は、適用しない。

法律附則第一条の二第二項の改正規定中「附則第一条の二第一項各号」とあるのは「附則第一条の二第一項」と、「附則第一条の三第一項各号」とあるのは「附則第一条の三第一項」とし、前条の規定（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律第七条のうち地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律附則第一条の二第一項及び第二項の改正規定の改正規定に限る。）は、適用しない。